

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 平成 23 年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、戸別所得補償モデル対策の実施状況を検証した上で、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、公正かつ円滑な市場流通に資するような制度として、継続的かつ効率的に実施すること。

また、必要に応じ規模拡大・農地集積・担い手に対する加算措置を講じること。

さらに、生産現場等が混乱することのないよう、制度を運営するための実施体制、生産数量目標、交付金の交付事務等の具体的な内容を早期に明らかにするとともに、生産現場等の理解を深めるための機会の充実に努めること。

(2) 制度導入に係る所要経費に対して十分な予算措置を講じるなど、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

また、本制度の実施に当たっては、国が主体性を発揮するものであるが、生産現場での制度推進を担う地方公共団体やJA等生産者団体で構成する「農業再生協議会」については、構成団体の協議により推進主体が決定できる制度とすること。

(3) 農業者戸別所得補償制度の設計に当たっては、地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

(4) 米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。

(5) 農業者戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(6) 野菜、果樹、茶生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜、果樹及び茶も対象となるような所得補償の支援策を講じること。

(7) 新規需要米については、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、

農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農山漁村地域整備交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す農業農村基盤整備事業など必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、その執行状況を検証の上、必要な予算を確保するとともに、地域主権の観点から、地方の自主性や裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とすること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策を推進すること。

3. 口蹄疫対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、事前対応型の防疫体制を整備すること。
- (2) 口蹄疫の発生時における早期の封じ込めを実現するため、家畜伝染病予防法の抜本的な見直し等の法制度の整備を検討するとともに、関係者間の連携強化やマニュアルの整備など危機管理体制の強化を図ること。
また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に口蹄疫の検査が行えるよう簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図ること。
- (3) 口蹄疫の発生により損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。
また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。
- (4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、

さらなる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

関税撤廃を原則とする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）のあり方に関する議論に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように十分に配慮するとともに、関係者からの意見を踏まえ、慎重に対応すること。

また、経済連携協定（ＥＰＡ）や自由貿易協定（ＦＴＡ）等の交渉においては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米や小麦等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

5. 鳥獣被害防止対策の継続

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。

(2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

6. 森林整備対策等の充実強化

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

7. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策のさらなる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。